

吹田市立図書館の雑誌の保存について

平成29年2月27日
(2017年)

吹田市立図書館では、吹田市立図書館資料別除籍基準（平成25年6月1日施行）第9項「雑誌・新聞の保存年限」に基づき、雑誌の保存年限を利用状況、刊行頻度、内容に応じて決めています。

1. 保存年限

週刊、月刊のものは発行後最低1年、隔月刊・季刊など刊行頻度の少ないものは発行後最低2年とします。また利用状況や、次項に示す内容に応じて、2年から5年または永年保存とするもの、保存年限経過後図書として受け入れるものがあります。

2. 判断基準となる内容

- (1) 地域資料関係のもの。
- (2) 調査・研究に役立つもの。

上記の保存年限を過ぎた雑誌は、順次除籍します。